

川 政 発 第 1 号
令和6年8月27日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年6月2日執行の市長室定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（政策審議室）

政策審議室の消耗品費において、一括して発注可能な消耗品を分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

この度の定期監査結果（指摘）を受けて、改めて物品の購入等の発注に際し、川口市契約に関する規則に則って処理するよう課内全員で共有し、令和5年6月30日付けの消耗品の発注から同規則に基づき適正に執行しております。

